

平成29年3月31日
福祉部長決定

加古川市生活困窮者家計改善支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第5項の規定に基づき、家計に問題を抱える者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして、生活の再生に向けた意欲を引き出すとともに、家計の視点から必要な情報提供や助言等を行うことにより、家計を管理する力を高め、早期の生活再生を目的とした事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、加古川市生活困窮者自立支援事業実施要綱及び加古川市生活困窮者自立相談支援事業実施要領に定めるもののほか必要な事項を定める。

(事業の対象者)

第2条 本事業の対象者は、市内に居住する法第3条第1項に規定する生活困窮者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 失業、多重債務等により、支援を受けることが適当と判断される者
 - (2) 家計収支のバランスが崩れ、家計収支の改善や家計を管理する能力を高める支援を受けることが適当と判断される者
- 2 生活保護を受給している者で福祉事務所長から依頼があった者は、事業の対象とすることができる。

(事業内容)

第3条 本事業における支援内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象者自らが、家計における課題を発見できるよう関わる支援
- (2) 対象者自らが、家計における目標を設定し、実現できるよう関わる支援
- (3) 対象者自らが、家計管理を続けていけるよう関わる支援
- (4) その他市長が必要と認める支援

(支援の実施期間)

第4条 支援の実施期間は6ヶ月とする。

- 2 前項に定める期間で支援を終結することが適当でない場合は、自立支援調整会議により、支援の継続を決定するものとする。
- 3 前項の場合の実施期間は、通算して1年を越えないものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、別途、市長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日より施行する。